

自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓ チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名()

○集団指導

※根拠

＞介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
集団指導	<p>本市が実施する集団指導に出席等していますか。</p> <p>＜過去2年の出席状況＞ 令和 年度・・・(出席・欠席) 令和 年度・・・(出席・欠席)</p> <p>※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。</p> <p>＞集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。</p> <p>＞集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。</p>	□	□	

○看護小規模多機能型居宅介護 (基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠

＞介護保険法(以下「法」という。)

＞鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
I 基本方針				
基本方針 条例第190条	<p>指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護)の事業は、指定居宅サービス等条例第63条に規定する訪問看護の基本方針及び条例第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	□	□	
II 人員に関する基準				
1. 従業者の員数等 条例第191条 1-1. 介護従業者	<p>(1)夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯 常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービスの提供に当たる者を2人以上としています。</p> <p>＞3人(利用者)：1人以上(従業者)+2人以上(訪問サービス担当)</p> <p>＞利用者の数は、前年度の平均値とすること。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によること。</p>	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1. 従業者の員数等 条例第191条 1-1. 介護従業者	(2) 夜間及び深夜の時間帯 夜間及び深夜の勤務に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上配置していますか。 ➢ 宿泊サービスの利用者がいない場合 夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、上記の従業者を置かないことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 従業者のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) (1)の従業者のうち、常勤換算方法で、2. 5人以上は、保健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)ですか。 ➢ 看護職員については、常勤・非常勤の別を問わない。 ➢ サテライト看多機においても、医療ニーズに対応するため、看護職員の人数については常勤換算1人以上とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) (1)の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1人以上は、看護職員ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、(1)から(2)に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができます。 (1)認知症対応型共同生活介護事業所 該当の有無 (有 ・ 無) (2)地域密着型特定施設 該当の有無 (有 ・ 無) (3)地域密着型介護老人福祉施設 該当の有無 (有 ・ 無) (4)介護医療院 該当の有無 (有 ・ 無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2. 介護支援専門員	(1) 登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。 ➢ ただし、利用者の処遇に支障がない場合次に掲げる職務に従事することができる。 ① 当該事業所の他の職務。 ② 当該事業所に併設する(6)の施設等の職務。 該当の有無 (有 ・ 無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 介護支援専門員は、厚生労働大臣が定める研修を修了している者ですか。 ➢ 厚生労働大臣が定める研修 →「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」 →修了日() ➢ サテライト型事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する上記の研修修了者としてすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 管理者 条例第192条	<p>(1) 管理者は常勤専従職員を配置していますか。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>① 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>➢ サテライト型事業所の管理者については、事業所の管理上支障がない場合は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p> <p>➢ 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 管理者が他の職務等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。</p> <p>→ 下記の事項について記載してください。</p> <p>・兼務の有無（有 ・ 無）</p> <p>・当該事業所内で他職務と兼務している場合はその職種名（ ）</p> <p>・他の事業所の職務を兼務している場合は、その事業所名、職務名及び兼務事業所における1週間当たりの勤務時間数 事業所名（ ） 職務名（ ） 勤務時間（ ）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) 管理者は、下記のいずれかに該当しますか。</p> <p>① 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有し、厚生労働大臣が定める研修を修了している。</p> <p>※「認知症対応型サービス事業管理者研修」等。経過措置、みなし措置あり。 → 研修修了の場合、具体的内容を記載してください。 （ ）</p> <p>② 保健師若しくは看護師ですか。</p> <p>※医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他								
		適	不適									
3. 指定看護小規模 多機能型居宅介護事 業者の代表者 条例第193条	<p>(1) 代表者は、下記のいずれかに該当しますか。</p> <p>① 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める下記の研修のいずれかを修了している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・痴呆介護実務者研修(基礎課程又は専門課程) (H16年度まで実施) ・認知症介護実践者研修又は実践リーダー研修 (H17年度以降) ・認知症高齢者グループホーム管理者研修 (H17年度実施) ・認知症介護指導者研修 ・認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 ・認知症対応型サービス事業開設者研修 (平成18年度以降) <p>② 保健師若しくは看護師である。 ※医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。</p>	□	□									
	<p>(2) 代表者(社長・理事長等)は、代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに必要な研修を修了していますか。</p> <p>※看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者(社長・理事長等)については、当該代表者が保健師若しくは看護師でない場合には、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了している者であることが必要であるが、代表者交代時に研修が開催されておらず、研修を受講できずに代表者に就任できないケースがあることから、代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了すれば良いこととされました。</p> <p>なお、新規に事業者が事業を開始する場合については、事前の準備期間があり、代表交代時のような支障があるわけではないため、代表者としての資質を確保する観点から、原則どおり、新規指定時において研修を修了していることが必要となります。</p>	□	□									
Ⅲ 設備に関する基準												
1. 登録定員及び利 用定員 条例第194条	<p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。)を29人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下としていますか。</p>	□	□									
	<p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。)を定めていますか。</p>	□	□									
	<p>① 通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて次に定める利用定員)までですか。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">登録定員</td> <td style="width: 50%;">利用定員</td> </tr> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </table> <p>※サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、登録定員の2分の1から12人まで。</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	□	□	
登録定員	利用定員											
26人又は27人	16人											
28人	17人											
29人	18人											

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1. 登録定員及び利用定員 条例第194条	②宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人までですか。 ※サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、通いサービスの利用定員の3分の1から6人まで。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2. 設備及び備品等 条例第195条	(1)事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	①居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②宿泊室 ア. 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 イ. 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。 ウ. ア及びイを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ. プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②-1 看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合、当該看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。 ②-2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合については、診療所の病床を宿泊室とすることは差し支えないが、当該病床のうち1病床以上は利用者の専用のもので確保しておくこと。 ②-3 診療所の病床を宿泊室とする場合において、利用者が当該診療所に入院する場合には、入院に切り替える理由や、利用者の費用負担等について十分に説明すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)(1)の設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものとなっていますか。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
3. 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 平成21年4月消防法施行令 条例第86条 予防条例第48条	(1) 消火設備及び必要な備品を整備し、6ヶ月に1度の消防設備点検はできていますか。 ▶用途区分:(6)項口に定める必要となる消防用設備を備えること。 ○全ての看護小規模多機能型居宅介護事業所で必要な消防用設備 →誘導灯、消火器、スプリンクラー、自動火災報知設備、火災通報装置(自動火災通報設備と連動して起動すること) ○面積等に応じて必要な消防用設備 ・屋内消火栓設備:用途に供する床面積が700㎡以上 ・漏電火災警報器:用途に供する床面積が300㎡以上 ・非常警報設備:収容人員50人以上 ・その他、消防及び防災部局に確認のうえ、設置すること。 →過去3年間の消防設備点検実施日 () () () () () ()	□	□	
IV 運営に関する基準				
1. 内容及び手続の説明及び同意 条例第202条準用条例第9条	(1) 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧に説明を行っていますか。 ▶利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務の体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況	□	□	
	(2) 当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	□	□	
2. 提供拒否の禁止 条例第202条準用条例第10条	事業者は、正当な理由なく指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を拒んでいませんか。 ▶正当な理由の例 ①事業所の現員から応じきれない場合 ②申込者の居住地が通常の事業の実施地域外 ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難と認められる場合	□	□	
3. サービス提供困難時の対応 条例第202条準用条例第11条	事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。)等を勧業し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他のサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	□	□	
4. 受給資格等の確認 条例第202条準用条例第12条	(1) 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	□	□	
	(2) 事業者は、(1)の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
5. 要介護認定の申請に係る援助 条例第202条準用条例第13条	(1)事業者は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6. 心身の状況等の把握 条例第202条準用条例第87条	事業者は、サービスの提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7. 居宅サービス事業者等との連携 条例第202条準用条例第88条	(1)事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8. 身分を証する書類の携行 条例第202条準用条例第89条	事業者は、従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9. サービスの提供の記録 条例第202条準用条例第20条	(1)事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 >利用者及び事業者が、その時点での区分支給限度基準額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスの提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 >「その他適切な方法」 例:利用者の用意する手帳等に記載する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
10. 利用料等の受領 条例第202条準用条 例第90条	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として利用者負担分の支払を受けていますか。 >利用者負担額(介護保険負担割合証に定める割合の額)の支払いを受けていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けていますか。 ①利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ②利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ③食事の提供に要する費用 ④宿泊に要する費用 ⑤おむつ代 ⑥前①～⑤に掲げるもののほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 >あまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示される必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) (3)の③及び④に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとなっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11. 保険給付の請求のための証明書の交付 条例第202条準用条 例第22条	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 →事例:(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12. 指定看護小規模 多機能型居宅介護の 基本取扱方針 条例第196条	(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその目標を設定し、計画的に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13. 指定看護小規模 多機能型居宅介護の 具体的取扱方針 条例第197条	(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
13. 指定看護小規模 多機能型居宅介護の 具体的取扱方針 条例第197条	(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行っていますか。 ➢「療養上必要な事項その他サービスの提供等」とは 看護小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 →身体的拘束等の有無（有・無）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 事業者は、(5)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ※関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ※新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものとなっていませんか。 ➢「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね3分の1以下が目安となる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※令和7年4月1日 より、義務化となります。			

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
13. 指定看護小規模 多機能型居宅介護の 具体的取扱方針 条例第197条	(9)事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。 ➢「適切なサービス」とは、1の利用者に対して、通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4日以上行うことが目安となる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(10)看護サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(11)看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(12)特殊な看護等を行っていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14. 主治の医師との 関係 条例第198条	(1)事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4)当該事業所が病院又は診療所である場合にあっては、(2)、(3)の規定にかかわらず、(2)の主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15. 居宅サービス計 画の作成 条例第202条準用条 例第93条	(1)事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)介護支援専門員は、(1)に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4)介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
15. 居宅サービス計画の作成 条例第202条準用条例第93条	(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。 この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(10) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 ➤ やむを得ない理由がある場合とは、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合のほか、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更等が想定される。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等の指定居宅サービス等条例において位置付けられている計画の提出を求めていますか。 ➤ 個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、モニタリングを行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
15. 居宅サービス計画の作成 条例第202条準用条例第93条	(14-2)介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。	□	□	
	(15)介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の①、②について行っていますか。 イ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。 ①テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 ②サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 i 利用者の心身の状況が安定していること。 ii 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 iii 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること ハ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 ➤特段の事情とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、面接ができない場合を主として指し、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。	□	□	
	(16)介護支援専門員は、次の①又は②の場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 ➤やむを得ない理由がある場合とは、担当者が会議への参加ができなかった場合、居宅サービス計画の変更から間もない場合、利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。 ①要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ②要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	□	□	
	(17)(3)～(13)の規定は、(14)に規定する居宅サービス計画の変更について、同様に取り扱っていますか。	□	□	
	(18)介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。 →事例(有・無)	□	□	
	(19)介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。 →事例(有・無)	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
15. 居宅サービス計画の作成 条例第202条準用条例第93条	<p>(20) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めていますか。</p> <p>→事例(有・無)</p> <p>➢ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとする。</p> <p>また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っていますか。</p> <p>→事例(有・無)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載していますか。</p> <p>➢ 福祉用具の特性と利用者の心身の状況を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。</p> <p>➢ 福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることやそれぞれのメリット・デメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>➢ 対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとする。医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられる。</p> <p>➢ 対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえること。 (対象福祉用具:スロープ(工事を伴わない)、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ、単点杖(松葉づえを除く)、多点杖)</p> <p>→事例(有・無)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。</p> <p>→事例(有・無)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(25) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。</p> <p>→事例(有・無)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>(28) 事業者は、地域ケア会議から、個別ケースの支援内容の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合は、これに協力するよう努めていますか。</p> <p>→事例(有・無)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
16. 法定代理受領サービスに係る報告 条例第202条準用条例第94条	事業者は、毎月、国保連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17. 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 条例第202条準用条例第95条	事業者は、登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合は、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18. 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成 条例第199条	(1) 管理者は、介護支援専門員（介護支援専門員を配置していないサテライト型事業所にあつては、研修修了者）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際は、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) (2)から(7)までの規定は、看護小規模多機能型居宅介護計画の変更についても行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(10) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあつては、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成は、診療記録への記載をもって代えることができます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
19. 介護等 条例第202条準用条 例第97条	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 > たんの吸引等を行う場合は、「喀痰吸引等研修」又は平成28年度以降の介護福祉士「実地研修」を受講した介護福祉士及び介護職員等が、「認定特定行為業務従事者」として県から認定証の交付を受けた上で、「登録特定行為事業者」として県に登録する必要があります。 → 介護職員による喀痰吸引等の実施事例（有・無） → 看護職員以外による褥瘡等の処置事例（有・無）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20. 社会生活上の便宜の提供等 条例第202条準用条 例第98条	(1) 事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21. 利用者に関する市への通知 条例第202条準用条 例第28条	事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。			
	(1) 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22. 緊急時等の対応 条例第200条	(1) 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)の従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
23. 管理者の責務 条例第202条準用条 例第59条の11	(1) 事業所の管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に運営の関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
24. 運営規程 条例第202条準用条 例第100条	<p>事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。</p> <p>(1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)営業日及び営業時間 (4)指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 (5)指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6)通常の事業の実施地域 (7)サービス利用に当たっての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待の防止のための措置に関する事項 (11)その他運営に関する重要事項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25. 勤務体制の確保等 条例第202条条例第 59条の13	<p>(1)事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。</p> <p>➢事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、以下の①～④について明確にすること。 ①従業者の日々の勤務時間 ②常勤・非常勤の別 ③専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置 ④管理者との兼務関係</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2)事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3)事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。</p> <p>➢全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(4)事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26. 業務継続計画の 策定等 条例第202条準用条 例第32条の2	<p>(1)事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2)事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3)事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
27. 定員の遵守 条例第202条準用条例第101条	(1)事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。 ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)(1)の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における看護小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、事業者は、市が認めた日から鹿児島市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定するの市町村介護保険事業計画をいう。)の終期まで(市が次期の鹿児島市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の鹿児島市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行うことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
28. 非常災害対策 条例第202条準用条例第102条	(1)事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てていますか。 ➤火災・地震に関する計画に加え、風水害等、各々の施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対し、網羅的に対応できていますか。 ➤上記計画に以下の項目が含まれていますか。 ①介護保険施設等の立地条件(地形等) ②災害に関する情報の入手方法 (「避難準備情報」等の情報の入手方法確認等) ③災害時の連絡先及び通信手段の確認 (自治体、家族、職員等) ④避難を開始する時期、判断基準 (「避難準備情報発令」時等) ⑤避難場所(市指定避難場所、施設内の安全スペース等) ⑥避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ⑦避難方法(利用者ごとの避難方法(車イス、徒歩等)) ⑧災害時の人員体制、指揮系統 (災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ⑨関係機関との連携体制 ※起こりうる災害の範囲について疑義がある場合は、消防及び防災部局と協議の上、決定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、(1)の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 →過去3年間の避難訓練等の内容及び実施日 避難訓練等の内容 実施日 () () () () () () () () () () () ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5)(4)で水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練を実施しましたか。 上記訓練がされていない場合 →今年度中に実施予定の有無(有・無) →実施予定時期(年 月)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
29. 協力医療機関等 条例第202条準用条 例第103条	(1)事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めていますか。 協力医療機関()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 協力歯科医療機関()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。 ➤バックアップ施設 ・介護老人福祉施設() ・介護老人保健施設() ・介護医療院 () ・病院等 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
30. 衛生管理等 条例第202条準用条 例第59条の16	(1)事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 (市水 ・ 井水)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 過去3年間のレジオネラ属菌検査実施日 () () ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
31. 掲示 条例第202条準用条 例第34条	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。 ・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和7年4月1日から施行) ※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
32. 秘密保持等 条例第202条準用条 例第35条	(1)事業者の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ➤研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、当該事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ➤従業員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの対策を講じていること。(誓約書や就業規則)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 (サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意で可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
33. 広告 条例第202条準用条 例第36	事業者は、事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしていませんか。 ・パンフレット(有・無) ・ホームページ(有・無) ・介護サービス情報公表システムへの掲載(年 月 日)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
34. 居宅介護支援事 業者に対する利益供 与の禁止 条例第202条準用条 例第37条	事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者 に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品 その他の財産上の利益を供与していませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
35. 苦情処理 条例第202条準用条 例第38条	(1)事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦 情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口 を設置する等の必要な措置を講じていますか。 →苦情を受け付けるための窓口(有・無) →苦情処理体制等に関する重要事項説明書への記載(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を 記録していますか。 ➤事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の内容等 を記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により市が 行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員から の質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う 調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合において は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4)事業者は、市からの求めがあった場合は、(3)の改善の内容を市 に報告していますか。 →事例(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5)事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国 民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第 45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下「連合 会」という。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するととも に、連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指 導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6)事業者は、連合会からの求めがあった場合は、(5)の改善の内容 を国保連合会に報告していますか。 →事例(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
36. 調査への協力等 条例第202条準用条 例第104条	事業者は、提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、 妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行 う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合におい ては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
37. 地域との連携等 条例第202条準用条 例第59条の17	(1)事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家 族、地域住民の代表者、市の職員又は当該事業所が所在する区域を 管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの 職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等によ り構成される運営推進会議(テレビ電話装置等を活用して行うことが できるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあつて は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なけ ればならない。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に 対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告 し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要 な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 →運営推進会議の開催月 今年度() 前年度() 前々年度()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
37. 地域との連携等 条例第202条準用条 例第59条の17	(2) 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、複数の事業所の合同開催について、次の要件を満たす場合には認められます。			
	①利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)事業者は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。 >運営推進会議の記録については、事業所からの活動状況報告だけでなく、構成員からの評価、要望、助言等も記録すること。また、記録は5年間保存すること。 >公表の方法(活用している方法の口に✓チェックを記載してください。) <input type="checkbox"/> 介護サービス情報公表システム <input type="checkbox"/> 法人のホームページへの掲載 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センターへの掲示 <input type="checkbox"/> 事業所内の分かりやすい場所への掲示 ※公表については、個人情報の取扱いに十分配慮したうえで、広く公表すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4)事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5)事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6)事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。 >高齢者向け集合住宅と同一の建物に所在する事業所が、その住宅に居住する高齢者にサービスを提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、地域包括ケア推進の観点から地域の利用者にもサービス提供を行うことに努めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
38. 居住機能を担う併設施設等への入居 条例第202条準用条 例第106条	事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護医療院等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。 >居住機能を担う併設施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設又は介護医療院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
39. 事故発生時の対応 条例第202条準用条 例第40条	(1)事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故事例(有・無) →市への事故報告事例(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
39. 事故発生時の対応 条例第202条準用条例第40条	(2)(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 >利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。 →事故対応マニュアル(有・無) >同様の事故を繰り返さないための組織的な取り組みに関する認識をもつことが重要。 →組織的な分析・検討(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 →損害賠償事例の有無(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
40. 虐待の防止 条例第202条準用条例第40条の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
41. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 条例第202条準用条例第106条の2 <div style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">※令和9年4月1日より、義務化となります。</div>	事業者は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催していますか。 ※事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ※委員会の名称について、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
42. 会計の区分 条例第202条準用条例第41条	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
43. 記録の整備 条例第201条	(1)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 (1)居宅サービス計画 (2)看護小規模多機能型居宅介護計画 (3)身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)主治の医師による指示の文書 (5)看護小規模多機能型居宅介護報告書 (6)提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7)市への通知に係る記録 (8)苦情の内容等の記録 (9)事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10)報告、評価、要望、助言等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
44. 電磁的記録等 条例第203条	<p>1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面（被保険者証に関するものを除く。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。</p>			
V 変更の届出等				
介護保険法第78条 の5	<p>当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。</p> <p>①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③登記事項証明書又は条例等 ④建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ⑧介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ⑨地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑩介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p>	□	□	